

商品の形態の「商品等表示」該当性

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 佐合 俊彦

知財高判平成28年7月27日（平成28年（ネ）第10028号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本研究では、商品の形態が商品の技術的な機能及び効用に由来する場合の「商品等表示」該当性が問題となった判決を取り上げる。

第1. 事案の概要と判決の要旨

1. 事案の概要

控訴人（原審原告）が、被控訴人（原審被告）に対し、控訴人が販売する練習用箸の形態は、控訴人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものであり、被控訴人が製造・販売する箸は、上記控訴人の商品の形態と同一の形態を備えているから、被控訴人による商品の販売は、控訴人の商品と混同を生じさせる行為であり、不競法2条1項1号所定の不正競争に該当すると主張して、被控訴人の商品の製造・販売の差止め等を請求した事案である。

本件の争点は、商品の形態が商品の技術的な機能及び効用に由来する場合の「商品等表示」該当性である。なお、控訴人が不競法2条1項1号の「他人」に当たるかも争点となったが、本研究では省略する。

(1) 原判決

ア 原審における控訴人（原審原告）の主張

商品等表示該当性は「同種商品に共通してその特有の機能及び効用を発揮するために不可避免的に採用せざるを得ない形態か否か」で判断されるべき（東京高等裁判所平成13年12月19日判決・ルービックキューブ事件参照）であるところ、「正しい箸の持ち方を覚えさせるために使用するという練習用箸の目的とする機能」を発揮させるには、様々な形態があり、原告商品と異なる形態の練習用箸が多数存在するから、原告形態は不可避免的に採用せざるを得ない形態ではない。現に、練習用箸には、連結箸ではないもの、リングを使用せずに突起部材、指を載せる部材、バネなどを使用しているもの、リングの個数が異なるものなどが存在している。

被告は、原告商品の機能ないし効用を「指を入れる（挿入する）」ものと捉えた場合、その